

令和7年度さいたま市後期高齢者医療事業
特別会計予算

令和7年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,563,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		17,974,378
	1 後期高齢者医療保険料	17,974,378
2 繰入金		14,475,280
	1 一般会計繰入金	14,475,280
3 繰越金		65,965
	1 繰越金	65,965
4 諸収入		47,377
	1 延滞金、加算金及び過料	3,001
	2 償還金及び還付加算金	43,000
	3 預金利子	1
	4 雑 入	1,375
歳 入 合 計		32,563,000

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書等印字製本封入封緘業務	令和8年度	79,535